

未来一338
令和元年7月4日

秋田県地方独立行政法人評価委員会
委員長 西 田 真 様

秋田県知事 佐竹敬久



公立大学法人国際教養大学の役員の報酬等の支給基準の変更について（通知）

公立大学法人国際教養大学より役員の報酬等の支給基準の変更に係る届出がありましたので、地方独立行政法人法第56条において準用する同法第49条第1項の規定に基づき通知します。

担当：秋田県あきた未来創造部

あきた未来戦略課高等教育支援室

百目木

TEL : 018-860-1223

役員報酬等支給基準の改正について

公立大学法人国際教養大学

1. 趣旨

国際教養大学では、平成29年4月1日より役員報酬及び教職員の役員年俸の減額を実施したが、その理由は、収入の増加が見込めない中、人件費や施設維持管理費が増加する傾向にあり、本学の財政状況が大幅に収支不足となる見込みがあつたからである。しかし、それ以降、固定的経費の見直し等を行ったことにより、本学の財政状況が直ちに収支不足に陥る恐れがなくなったため、役員報酬の減額を中止する。

2. 改正内容

役員報酬の減額（理事長は20%、理事（常勤）、理事（非常勤）及び監事は10%）を中止する。

3. 施行期日

平成31年4月1日から改正する。

国際教養大学役員報酬等支給基準 改正案（新旧対照表）

改正後(Revised)	現行 (Current)	改正理由 (Reasons for Amendments)																																
<p>略</p> <p>(報酬の種類及び額)</p> <p>2 役員に対する報酬は、年俸とする。</p> <p>3 役員に対する年俸額は、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>一 理事長</td> <td>2,4, 220, 000円</td> <td>1 理事長</td> <td>2,4, 220, 000円</td> </tr> <tr> <td>二 理事 (常勤)</td> <td>2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下</td> <td>二 理事 (常勤)</td> <td>2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下</td> </tr> <tr> <td>三 理事 (非常勤)</td> <td>1, 800, 000円</td> <td>三 理事 (非常勤)</td> <td>1, 800, 000円</td> </tr> <tr> <td>四 監事</td> <td>900, 000円</td> <td>四 監事</td> <td>900, 000円</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、役員に対する報酬については、本基準第3の規定にかかわらず、当該規定に基づき決定した年俸額から、当該年俸額に理事長にあつては百分の二十を、理事及び監事にあつては百分の十を乗じて得た額を減じた額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p>	一 理事長	2,4, 220, 000円	1 理事長	2,4, 220, 000円	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	四 監事	900, 000円	四 監事	900, 000円	<p>略</p> <p>(報酬の種類及び額)</p> <p>2 役員に対する報酬は、年俸とする。</p> <p>3 役員に対する年俸額は、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>一 理事長</td> <td>2,4, 220, 000円</td> <td>1 理事長</td> <td>2,4, 220, 000円</td> </tr> <tr> <td>二 理事 (常勤)</td> <td>2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下</td> <td>二 理事 (常勤)</td> <td>2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下</td> </tr> <tr> <td>三 理事 (非常勤)</td> <td>1, 800, 000円</td> <td>三 理事 (非常勤)</td> <td>1, 800, 000円</td> </tr> <tr> <td>四 監事</td> <td>900, 000円</td> <td>四 監事</td> <td>900, 000円</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、役員に対する報酬については、本基準第3の規定にかかわらず、当該規定に基づき決定した年俸額から、当該年俸額に理事長にあつては百分の二十を、理事及び監事にあつては百分の十を乗じて得た額を減じた額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p>	一 理事長	2,4, 220, 000円	1 理事長	2,4, 220, 000円	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	四 監事	900, 000円	四 監事	900, 000円	<p>本学の財政状況に鑑み、当分の間、引き下げをすることとした役員報酬について、その取扱いをとり止める。</p>
一 理事長	2,4, 220, 000円	1 理事長	2,4, 220, 000円																															
二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下																															
三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円																															
四 監事	900, 000円	四 監事	900, 000円																															
一 理事長	2,4, 220, 000円	1 理事長	2,4, 220, 000円																															
二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下	二 理事 (常勤)	2, 000, 000円以上 8, 000, 000円以下																															
三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円	三 理事 (非常勤)	1, 800, 000円																															
四 監事	900, 000円	四 監事	900, 000円																															

国際教養大学役員報酬等支給基準

平成 16 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程 第 113 号

(総則)

- この基準は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び退職手当の支給の基準について定める。

(報酬の種類及び額)

- 役員に対する報酬は、年俸とする。
- 役員に対する年俸額は、次のとおりとする。

一 理事長	24,220,000円
二 理事（常勤）	2,000,000円以上 8,000,000円以下
三 理事（非常勤）	1,800,000円
四 監事	900,000円

(報酬の支給方法等)

- 報酬の支給方法等については、国際教養大学教職員給与規程を準用する。

(通勤費)

- 役員に対する通勤費の支給については、国際教養大学福利厚生規程を準用する。

(退職手当)

- 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(届出)

- この基準に変更が生じた場合は、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 理事長の報酬については、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に係るものに限り、本基準 3 一に定める額から当該年俸に百分の二十を

乗じて得た額を減じた額を支給する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

}